

新潟産業大学学則（案）

制定 昭和 61 年 7 月 15 日

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 新潟産業大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の教育研究を行うとともに、高度な専門知識と応用能力の涵養に努め、併せて、広い視野で思考できる豊かな教養と高い道徳を身につけた、地域社会に有為な人材を育成する。

（自己点検、評価）

第 2 条 本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究、管理運営等について自己点検・評価を行う。

2 自己点検・評価については、別に定める新潟産業大学自己点検・評価に関する規程による。

（名称）

第 3 条 本学は、新潟産業大学と称する。

（所在地）

第 4 条 本学は、新潟県柏崎市大字軽井川 4 7 3 0 番地に置く。

第 2 章 学部、学科、大学院、収容定員及び修業年限

（学部、学科）

第 5 条 本学に次の学部及び学科を置く。

経済学部 経済経営学科
文化経済学科

2 経済学部の目的は次のとおりとする。

経済学、経営学、文化経済学の専門分野とリベラルアーツを柱として、地域社会の課題に取り組む実践的な教育研究を行い、地域社会に有為な人材を育成する。

3 学科の目的は、次のとおりとする。

1. 経済経営学科

経済学と経営学の教育を通して社会人としての経済理解と社会理解を涵養し、地域経済や企業のおかれている状況を判断する能力と、経営を遂行するための実務能力、課題解決のための立案能力をもった人材を育成する。

2. 文化経済学科

文化経済学の観点から日本や諸外国のさまざまな文化を文化的財として捉え、新たな文化産業の可能性、さらには地域経済や地域社会の再生、発展について、企業・非営利組織・行政等の関連を視野に、理論的かつ実践的に追究しうる能力をもった人材を育成する。

(大学院)

第5条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、新潟産業大学大学院学則で定める。

(通信教育部)

第5条の3 本学に通信教育部を置く。

2 通信教育部に関する事項は、新潟産業大学通信教育部規程で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は次のとおりである。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
経済学部	経済経営学科	80名	320名
	文化経済学科	60名	240名

(修業年限及び在学年数)

第7条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、秋学期入学生については、10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

(学期)

第9条 学年を2学期に分けて、次のとおりとする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

1. 土曜日、日曜日

2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日

3. 本学の創立記念日 (6月2日)

4. 夏季休業日 7月25日から9月15日まで

- 5. 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
 - 6. 春季休業日 3月20日から4月4日まで
- 2 学長は、必要ある場合には、前項の休業日を臨時に変更し、又は同項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

第4章 教育課程及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第11条 本学において開設する授業科目及び単位数は、別表(一)に定めるところによる。

(授業の方法)

- 第11条の2 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又は併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

- 第12条 授業科目の単位は次の基準による。
- 1. 講義及び演習については、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。
 - 2. 実習及び実技の授業については、毎週2時間15週をもって1単位とする。

(履修方法)

- 第13条 本学を卒業するに必要な最低単位及び履修方法は、別表(二)に定めるところによる。
- 2 前項に規定する卒業に必要な単位のうち、第11条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(教職課程)

- 第14条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定により、卒業後中学校又は高等学校の教員の免許状を得ようとするものために教職課程を置く。
- 2 本学において、教職課程の履修により取得できる免許状の種類は次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	教科
経済学部	経済経営学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民

- 3 教職課程に関し必要な事項は別に定める。

(学芸員課程)

第15条 博物館法(昭和26年法律第285号)及び博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)の規定により、学芸員の資格を得ようとするものために学芸員課程を置く。

2 学芸員課程に関し必要な事項は別に定める。

(規程への委任)

第 16 条 前 5 条に規定するもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 5 章 単位修得、卒業及び学位

(単位の授与)

第 17 条 履修科目の成績が合格と評価された者には、その科目の所定の単位を与える。

2 成績評価の方法は筆記試験、論文、その他の方法によるものとする。

3 前各項に規定するもののほか、本学が教育上有益と認めた学修による単位修得の認定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(成績の評価)

第 18 条 成績評価の評語及び評価点は、S (90 点～100 点)、A (80 点～89 点)、B (70 点～79 点)、C (60 点～69 点)、D (40 点～59 点)、E (39 点以下) とし、S・A・B・C を合格とし、D・E を不合格とする。

2 前条第 3 項の規定により、単位を認定された場合の成績の評語は T とする。

(卒業)

第 19 条 大学に 4 年以上在学し、第 13 条の規定による所定の単位数を修得した者については、経済学部教授会の議を経て学長が卒業を認定する。ただし、別に定める特別な場合、学長は卒業を延期することができる。

(学位の授与)

第 20 条 前条により卒業を認定した者に、学長は学士の学位を授与する。

2 学位及び学位の授与等に関する必要な事項は、別に定める新潟産業大学学位規程による。

第 6 章 入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学の時期)

第 21 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要と認めた場合、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第 22 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
3. 外国において学校教育における12年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
4. 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
5. 文部科学大臣の定めるところにより、第2号と同等以上の学力があると認められた者
6. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

（入学志願の手続）

第23条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期間内に学長に願い出なければならない。

（入学者の選考）

第24条 入学を志願する者には、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第25条 前条の選考の結果にもとづき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、所定の書類に添えて、入学金、授業料その他の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

（在学保証書）

第26条 入学を許可された者は、保証人連署の在学保証書を提出しなければならない。保証人は父母又は成人の親族とする。

（保証人の変更）

第27条 保証人を変更するとき又は保証人が住所を変えたときは、直ちにその届出をしなければならない。

（休学）

第28条 疾病その他の事由により、引続き3カ月以上修学することができない者は、保証人連署の休学願を学長に提出し、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため特に必要と認めた者については、学長は、休学を命ずることができる。

3 学納金を所定の納期までに納付しない者に対し、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 29 条 休学は、引続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者については、学長の許可を得て、更に 1 年を限度として引続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第 30 条 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

2 復学は、学期の始めからとする。

(退学)

第 31 条 退学しようとする者は、その事由を明らかにし、保証人連署のうえ退学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、経済学部教授会の議を経て学長が除籍する。

1. 休学期間が満了し復学の見込のない者

2. 授業料その他の学納金の納付を怠り、催促を受けてもなお納付しない者

3. 第 7 条第 2 項に定める在学年数を超えた者

4. 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(規程への委任)

第 33 条 前 5 条に規定するもののほか、休学、復学、退学及び除籍に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 7 章 再入学、転入学、編入学、転学、転学科及び留学

(再入学)

第 34 条 正当な事由で退学した者が再入学を願い出たときは、選考のうえ学長が許可することができる。この場合には、既に履修した授業科目の全部又は一部について、学長が再履修を命ずることができる。

2 除籍された者が再入学を願い出たときは、前項に準ずるものとする。

3 再入学を許可された者は、所定の入学金を納付しなければならない。

4 再入学の許可は、退学又は除籍後 2 年以内のものに限って行なわれる。

(転入学)

第 35 条 他大学から本学に転入学を志願する者がいるときは、定員に余裕がある場合に限り、選考のうえ学長が許可することができる。

2 転入学を許可された者の既修得単位等の認定は、経済学部教授会の議を経て

学長が行う。

(編入学)

第 36 条 本学に編入学を志願する者があるときは、定員に余裕がある場合に限り、学長は選考のうえ、経済学部教授会の議を経て相当年次への入学を許可することができる。

2 本学に編入学を志願する者の既修得単位等の認定については、学長が別に定める。

(転学)

第 37 条 本学から他の大学に転学を志望する者は、学長の許可を得なければならない。

(転学科)

第 38 条 本学経済学部経済経営学科、文化経済学科において、1年次又は2年次修了者で、他学科の2年次又は3年次へ転学科を志願する者があるときは、定員に余裕がある場合に限り、選考のうえ学長が許可する。

2 転学科の選考等については、学長が別に定める。

(留学)

第 39 条 外国の大学に留学しようとする学生は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条第1項に定める修業年限に算入する。

(規程への委任)

第 40 条 前6条に規定するもののほか、再入学、転入学、編入学、転学、転学科及び留学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 8 章 学納金及び入学検定料

(学納金及び入学検定料)

第 41 条 学納金の種類、金額及び入学検定料は、別表(三)に定めるところによる。

(学納金の納期)

第 42 条 入学金以外の学納金は、年額を分割して、次の納期に所定額を納付しなければならない。ただし、入学時の学納金は、入学手続に定める指定期日とする。

春季納期 4月1日より4月20日まで

秋季納期 10月1日より10月20日まで

- 2 前項の定めは、年額を一括して入学学期の納期に納付することをさまたげない。
- 3 入学金は、入学手続に定める指定期日に全額を納付しなければならない。

(休学中の学納金)

第 43 条 休学者については、休学期間中に納期の到来する授業料、施設設備資金及び教育充実費を免除する。

- 2 前項により免除される授業料、施設設備資金及び教育充実費を既に納付した休学者に対しては、その授業料、施設設備資金及び教育充実費を還付する。
- 3 第 28 条第 1 項により休学する者は、休学が許可になった日から 1 週間以内に、つぎの休学在籍料を納付しなければならない。ただし、特別な事情がある場合、休学在籍料を半額減免することができる。この半額減免の許可は、経済学部教授会の議を経て学長が行う。

休学在籍料（休学期間が 1 学期につき）	20,000 円
----------------------	----------

(学納金の不還付)

第 44 条 既納の入学検定料、入学金、授業料その他の学納金は、前条第 2 項の場合及び学納金納入後に「新潟産業大学学費軽減規程」による軽減が決定した場合を除き、いかなる事情があっても還付しない。ただし、入学手続に定める指定期日までに、返還の申請手続を行なった場合は、授業料その他の学納金を還付する。

第 9 章 教職員組織、教授会及び学長・副学長等会議

(教職員)

第 45 条 本学に学長並びに専任の教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、教務職員及び技能労務職員、その他の職員を置く。

- 2 前項のほか、本学に副学長及び学長補佐を置くことができる。
- 3 本学の学部には学部長を、附属図書館に図書館長を、附属研究所に研究所長を、生涯学習センターにセンター長を、国際センターにセンター長を置き、事務局に事務局長を置く。

(客員教員及び客員研究員)

第 46 条 本学に客員教員及び客員研究員を置くことができる。

- 2 客員教員及び客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第 47 条 本学に経済学部教授会を置く。

- 2 経済学部教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定するにあたり、意見を述べることとする。
- 3 経済学部教授会は、学長及び経済学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び経済学部長等の求めに応じ、意見を述べることも

できる。

第 48 条 削除

第 49 条 削除

(教授会規程)

第 50 条 経済学部教授会に関する規程は、学長が別に定める。

第 51 条 削除

第 52 条 削除

第 53 条 削除

(学長・副学長等会議)

第 54 条 本学に、大学運営に関する重要事項を協議するために、学長・副学長等会議を置く。

2 学長・副学長等会議は、学長、副学長、学長補佐、大学事務局長を委員として構成し、学長がこれを招集して、その議長となる。

(学長・副学長等会議規程)

第 55 条 学長・副学長等会議に関する規程は、学長が別に定める。

第 10 章 図書館その他附属施設

(附属図書館)

第 56 条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(附属柏崎研究所)

第 57 条 本学に附属柏崎研究所を置く。

2 附属柏崎研究所に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 57 条の 2 削除

(地域連携センター)

第 58 条 本学に新潟産業大学地域連携センターを置く。

2 新潟産業大学地域連携センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(国際センター)

第 59 条 本学に新潟産業大学国際センターを置く。

2 新潟産業大学国際センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 11 章 公開講座及び聴講講座

(公開講座及び聴講講座)

第 60 条 学長は、経済学部教授会の議を経て公開講座を開設することができる。

2 学長は、経済学部教授会の議を経て聴講講座を開設することができる。

3 公開講座及び聴講講座においては、受講者に単位を与えない。

第 12 章 学生宿舎その他厚生施設

(学生宿舎)

第 61 条 本学に学生宿舎を置くことができる。

2 学生宿舎に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 13 章 賞 罰

(表彰)

第 62 条 学生として表彰に値する行為があったときは、経済学部教授会の議を経て、学長がこの者を表彰する。

(懲戒)

第 63 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、経済学部教授会の議を経て、学長がこの者を懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対し行われる。

1. 性行不良で改善の見込がないと認められる者

2. 正当な事由がなくて出席常でない者

3. 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

4. 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第 14 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生 及び長期履修学生

(科目等履修生)

第 64 条 本学の学生以外の者が、特定の授業科目について履修することを志望

するときは、本学の教育研究に支障のない限り、選考のうえ、学長は科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(特別聴講学生)

第 65 条 本学の学生以外の者が、単位互換協定等に基づき、特定の授業科目について履修することを志望するときは、本学の教育研究に支障のない限り、学長は特別聴講学生として受け入れることができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(研究生)

第 66 条 本学において、特定の専門事項につき研究することを志望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない限りにおいて、選考のうえ、学長は研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人留学生)

第 67 条 日本の大学で教育を受けることを目的として入国し、本学に入学を志願する者があるときは、試験その他の選考のうえ、学長は外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(長期履修学生)

第 68 条 本学が行う入学試験に合格した者で、職業を有している等の事情により、修業年限及び在学年数を超えて一定期間計画的に本学の教育課程の履修を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない限りにおいて、審査の上、学長は長期履修学生として入学を許可することができる。

2 長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 15 章 学 則 の 改 正

(学則改正)

第 69 条 本学則の改正は、経済学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 5 条に定める学生の定員総数は、同条の規定にかかわらず、昭和 63 年度から昭和 65 年度までは、次のとおりとする。

年 度	63年度	64年度	65年度
定員総数	200名	400名	600名

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める入学定員は、同条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までは、次のとおりとする。

学 科	入学定員
経済学科	300名

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第16条は、平成4年3月18日から適用する。

附 則

この学則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める人文学部環日本海文化学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成6年度から平成8年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
収容定員	150名	300名	450名

附 則

この学則は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条に定める経済学部経済学科の入学定員は、同条の規定にかかわらず平成 12 年度から平成 15 年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
入学定員	290 名	280 名	270 名	260 名

- 3 第 5 条に定める経済学部経済学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず平成 12 年度から平成 18 年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
収容定員	1,190 名	1,170 名	1,140 名	1,100 名
年 度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
収容定員	1,060 名	1,030 名	1,010 名	

附 則

この学則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 12 月 18 日から施行する。ただし、第 18 条及び第 31 条第 4 項の規定は平成 14 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条に定める経済学部経済学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収容定員	990 名	890 名	800 名

- 3 第 5 条に定める経済学部産業学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収容定員	100 名	200 名	300 名

- 4 第 5 条に定める人文学部地域文化学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収容定員	570 名	540 名	510 名

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経済学部経済学科及び人文学部地域文化学科の学生は、この学則の施行後においても、なお従前の例による。
- 3 第 5 条に定める経済学部経済経営学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 18 年度から平成 20 年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収容定員	700名	520名	420名

- 4 第5条に定める経済学部国際コミュニケーションビジネス学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収容定員	70名	140名	210名

- 5 第5条に定める産業システム学部産業学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度は、次のとおりとする。

年 度	平成18年度
収容定員	300名

附 則

この学則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める経済学部経済経営学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収容定員	530名	440名	350名

- 3 第5条に定める産業システム学部産業学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収容定員	360名	320名	280名

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 経済学部国際コミュニケーションビジネス学科及び産業システム学部産業学科の学生は、この学則の施行後においても、なお従前の例による。
- 3 第6条に定める経済学部文化経済学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収容定員	70名	140名	210名

- 4 第18条に定める規定にかかわらず、平成20年4月1日以前の入学者の成績評価については、従前の4段階評価（A・B・C・D）とする。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 第6条に定める経済学部経済経営学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収容定員	350名	340名	330名

3 第6条に定める経済学部文化経済学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収容定員	270名	260名	250名

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年6月12日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

(1) 経済学部経済経営学科1 <2020年度(令和2年度)以降入学対象>

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			備考		
		必修	選必	選択			
養成科目 学習力	基礎ゼミナールⅠ	1	2				
	基礎ゼミナールⅡ	1	2				
	基礎ゼミナールⅢ	2	2				
	基礎ゼミナールⅣ	2	2				
	生活数学Ⅰ	1		2			
	生活数学Ⅱ	1		2			
養成科目 思考力	パソコン演習Ⅰ	1		2	「パソコン演習Ⅰ」は必ず履修しなければならない。(社会人学生以外)		
	パソコン演習Ⅱ	1		2	「パソコン演習Ⅱ」は必ず履修しなければならない。(社会人学生以外)		
	パソコン演習Ⅲ	2		2			
	パソコン演習Ⅳ	2		2			
養成科目 表現力	英語表現A	1		2	外国語科目は、母語は履修できない。 日本人学生は、日本語以外の同一外国語の中から最低4科目8単位を修得しなければならない。		
	英語表現B	1		2			
	英語講読A	1		2			
	英語講読B	1		2			
	英会話A	2		2			
	英会話B	2		2			
	英語演習A	3・4		2			
	英語演習B	3・4		2			
	基礎中国語A	1		2			
	基礎中国語B	1		2			
	基礎中国語会話A	1		2			
	基礎中国語会話B	1		2			
	中国語会話A	2		2			
	中国語会話B	2		2			
	中国語演習A	3・4		2			
	中国語演習B	3・4		2			
	基礎韓国語A	1		2			
	基礎韓国語B	1		2			
	基礎韓国語会話A	1		2			
	基礎韓国語会話B	1		2			
	韓国語会話A	2		2			
	韓国語会話B	2		2			
	韓国語演習A	3・4		2			
	韓国語演習B	3・4		2			
	養成科目 社会力	日本語ⅠA	1	4			日本語の必修科目は、外国人留学生のみ対象とする必修科目である。
		日本語ⅠB	1	4			
		日本語ⅠC	1	4			
		日本語ⅡA	1	4			
日本語ⅡB		1	4				
日本語ⅢA		2		4			
日本語ⅢB		2		4			
日本語演習A		2		4			
日本語演習B		2		4			
日本語通訳		3・4		2			
日本語文章表現		3・4		2			
人間力・社会力		キャリアデザインⅠ	1		2	「キャリアデザインⅠ」は必ず履修しなければならない。(社会人学生以外)	
		キャリアデザインⅡ	2		2	「キャリアデザインⅡ」は必ず履修しなければならない。(社会人学生以外)	
		キャリアデザインⅢ	3・4		2		
	キャリアデザイン演習Ⅰ	1		2			
	キャリアデザイン演習Ⅱ	2		2			
	キャリアデザイン演習Ⅲ	3・4		2			
	ボランティア演習	1		2			
	ヘルスサイエンス	2		2			
	インターンシップ	3・4		2			
	大学生活と危機管理	1		2	「大学生活と危機管理」は留学生のみ履修可能。		
卒業に必要な基礎科目(表現力養成科目除く)単位数16(但し、社会人学生は0)単位(内、必修科目は8単位)。							

授業科目の名称		授業を行う年次	単位数			備考	
			必修	選必	選択		
授業科目の概要	理解人間科目	哲学	1		2		
		倫理学	1		2		
		心理学	1		2		
		自然科学概論	1		2		
	基本教育科目	理解社会	教養演習A	1		2	
			教養演習B	1		2	
			教養演習C	1		2	
			教養演習D	1		2	
		人文地理学Ⅰ	1		2		
		人文地理学Ⅱ	1		2		
		地誌	1		2		
		政治学	1		2		
		法学	1		2		
		スポーツ実習A	1		1		
		スポーツ実習B	1		1		
		スポーツ実習C	1		1		
		文学	1		2		
		日本文化論	1		2		
		日本語概論	1		2		
		日本国憲法	1		2		
		社会学	1		2		
		自然地理学Ⅰ	1		2		
		自然地理学Ⅱ	1		2		
		男女共同参画社会論	1		2		
	生涯学習概論	1		2			
	環境科学	1		2			
	理解国際科目	異文化コミュニケーション	1		2		
		言語学	1		2	卒業に必要な教養科目及び表現力養成科目の合計修得単位数26単位(内、外国人留学生は必修科目20単位。日本人学生は、日本語以外の同一外国語の中から4科目8単位を含む。)	
		世界史概論	1		2		
		東洋史	1		2		
	西洋史	1		2			
	専門教育科目	経済学系科目	基礎ミクロ経済学	1	2		「ミクロ経済学Ⅰ」と「ミクロ経済学Ⅱ」、又は「マクロ経済学Ⅰ」と「マクロ経済学Ⅱ」の組み合わせで4単位を修得しなければならない。 「基礎経営学」、「基礎会計学」、「会計学」、「計量経済学分析基礎」、「地域振興論」、「経済史Ⅰ」の中から、2単位を修得しなければならない。(社会人学生以外。また、社会人学生以外は、これが3年次進級要件の一つでもある。)
			基礎マクロ経済学	1	2		
統計学Ⅰ			1		2		
経済分析のための数学			1		2		
経済経営学総論			1		2		
経済学概論			1		2		
経済数学			1		2		
ミクロ経済学Ⅰ			2	2			
ミクロ経済学Ⅱ			2	2			
マクロ経済学Ⅰ			2	2			
マクロ経済学Ⅱ			2	2			
統計学Ⅱ			2		2		
計量経済学分析基礎			2	2			
ミクロ経済学演習			2		2		
マクロ経済学演習			2		2		
地域振興論			2	2			
経済史Ⅰ			2	2			
経済史Ⅱ			2		2		
経済政策論			2		2		
財政学			3・4	2			
金融論			3・4	2			
計量経済学Ⅰ			3・4	2			
計量経済学Ⅱ			3・4	2			
統計データ分析演習			3・4	2			
環境経済学	3・4	2					
公共経済学	3・4	2					
労働経済学	3・4	2					
国際貿易論	3・4	2					
地域経済学	3・4	2					
ゲーム理論	3・4	2					

授業科目の名称		授業を行う年次	単位数			備考
			必修	選必	選択	
経済学系科目	企業経済学	3・4		2		
	産業組織論	3・4		2		
	経済学史	3・4		2		
	経済成長論	3・4		2		
	国際金融論	3・4		2		
	開発経済学	3・4		2		
	農業経済学	3・4		2		
	資源経済論	3・4		2		
	地方財政論	3・4		2		
	地方行政論	3・4		2		
	社会保障論	3・4		2		
	日本経済論	3・4		2		
	アジア経済論	3・4		2		
地域産業論	3・4		2			
国際経済論	3・4			2		
経営学系科目	企業論	1			2	
	基礎広告論	1			2	
	基礎会計学	1		2		
	会計学	1		2		
	簿記Ⅰ	1			2	
	簿記Ⅱ	1			2	
	簿記演習Ⅰ	1			2	
	経営学概論	1			2	
	中小企業論	2			2	
	ビジネス演習	2			2	
	リーダーシップ論	2			2	
	経営管理論	2			2	
	社会調査法	2			2	
	流通システム論	2			2	
	マーケティング論	2			2	
	経営情報論	2			2	
	簿記Ⅲ	2			2	
	簿記Ⅳ	2			2	
	簿記演習Ⅱ	2			2	
	経営戦略論	3・4		2		
	経営組織論	3・4		2		
	経営品質	3・4		2		
	組織行動論	3・4		2		
	国際経営論	3・4		2		
	起業論	3・4		2		
	人的資源管理論	3・4		2		
	貿易実務	3・4		2		
	商品開発論	3・4		2		
	原価計算論Ⅰ	3・4		2		
	原価計算論Ⅱ	3・4		2		
	会計監査論	3・4		2		
	管理会計論	3・4		2		
財務諸表論	3・4		2			
税務会計論	3・4		2			
ファイナンシャル・プランニング	3・4		2			
消費者行動論	3・4			2		
マーケティング調査	3・4			2		
意思決定論	3・4			2		
経営分析論	3・4			2		
オペレーションズ・リサーチ	3・4			2		

次の2通りのどちらかの8単位を修得しなければならない。
 1 「財政学」、「金融論」、「統計データ分析演習」、「環境経済学」、「労働経済学」、「企業経済学」、「産業組織論」、「資源経済論」の中から4単位。「経済学史」、「計量経済学Ⅰ」、「計量経済学Ⅱ」、「公共経済学」、「国際貿易論」、「ゲーム理論」、「経済成長論」、「国際金融論」、「日本経済論」の中から4単位、又は「地域経済学」、「開発経済学」、「農業経済学」、「地方財政論」、「地方行政論」、「社会保障論」、「アジア経済論」、「地域産業論」の中から4単位。
 2 「起業論」、「国際経営論」、「貿易実務」、「経営品質」、「人的資源管理論」、「知的財産論」、「ビジネス法務Ⅰ」、「ビジネス法務Ⅱ」、「情報処理演習Ⅱ」の中から4単位。「経営戦略論」、「経営組織論」、「組織行動論」、「商品開発論」、「管理会計論」、「企業経済学」、「環境経済学」、「ゲーム理論」、「オペレーションズ・リサーチ」の中から4単位、又は「財務諸表論」、「原価計算論Ⅰ」、「原価計算論Ⅱ」、「管理会計論」、「金融論」、「会計監査論」、「税務会計論」、「ファイナンシャル・プランニング」の中から4単位。

授業科目の概要
 専門教育科目

授業科目の名称		授業を行う年次	単位数			備考	
			必修	選必	選択		
授業科目の概要	関連科目	情報処理概論	1		2		
		民法Ⅰ	2		2		
		民法Ⅱ	2		2		
		会社法Ⅰ	2		2		
		会社法Ⅱ	2		2		
		福祉住環境論	2		2		
		情報処理演習Ⅰ	2		2		
		情報処理演習Ⅱ	3・4	2			
		ビジネス法務Ⅰ	3・4	2			
		ビジネス法務Ⅱ	3・4	2			
		知的財産論	3・4	2			
	経済関係法	3・4		2			
	専門ゼミナール科目	地域理解ゼミナールⅠ	1	2			卒業に必要な専門科目単位数68(但し、社会人学生は62)単位(内、必修科目は20単位。選択必修科目は、社会人学生が12単位、社会人学生以外が14単位。) 卒業に必要な最低修得単位数は124単位。
		地域理解ゼミナールⅡ	1	2			
地域理解ゼミナールⅢ		2	2				
地域理解ゼミナールⅣ		2	2				
ゼミナールⅠ		3	2				
ゼミナールⅡ		3	2				
ゼミナールⅢ		4	2				
ゼミナールⅣ	4	2					

(1) 経済学部経済経営学科1<2020年度(令和2年度)以降入学者用>【一般学生用】

科目区分		選択・必修の別	必要最低単位
基本 教育 科目	基礎科目 (表現力養成科目除く)	必修科目	8単位
		選択科目	8単位
	表現力養成科目	選択科目	8単位 (注2 同一外国語から)
	教養科目	選択科目	26単位
専門教育科目		必修科目	20単位
		選択必修科目	(注1) 14単位
		選択必修科目 ・選択科目	34単位
(注3) 各科目区分の必要最低単位を超えて修得した単位		選択必修科目 ・選択科目	14単位
卒業に最低限必要な単位数の合計			(注4) 124単位

(注1) 選択必修科目の「基礎経営学」、「基礎会計学」、「会計学」、「計量経済分析基礎」、「地域振興論」、「経済史Ⅰ」の中から1科目2単位以上を必ず修得すること。

また、選択必修科目の「マイクロ経済学Ⅰ」と「マイクロ経済学Ⅱ」または「マクロ経済学Ⅰ」と「マクロ経済学Ⅱ」の組み合わせで2科目4単位以上を必ず修得すること。

さらに、次の2通りのどちらかの8単位を修得すること。

1. 「財政学」、「金融論」、「統計データ分析演習」、「環境経済学」、「労働経済学」、「企業経済学」、「産業組織論」、「資源経済論」の中から4単位。「経済学史」、「計量経済学Ⅰ」、「計量経済学Ⅱ」、「公共経済学」、「国際貿易論」、「ゲーム理論」、「経済成長論」、「国際金融論」、「日本経済論」の中から4単位、又は「地域経済学」、「開発経済学」、「農業経済学」、「地方財政論」、「地方行政論」、「社会保障論」、「アジア経済論」、「地域産業論」の中から4単位。

2. 「起業論」、「国際経営論」、「貿易実務」、「経営品質」、「人的資源管理論」、「知的財産論」、「ビジネス法務Ⅰ」、「ビジネス法務Ⅱ」、「情報処理演習Ⅱ」の中から4単位。「経営戦略論」、「経営組織論」、「組織行動論」、「商品開発論」、「管理会計論」、「企業経済学」、「環境経済学」、「ゲーム理論」、「オペレーションズ・リサーチ」の中から4単位、又は「財務諸表論」、「原価計算論Ⅰ」、「原価計算論Ⅱ」、「管理会計論」、「金融論」、「会計監査論」、「税務会計論」、「ファイナンス・プランニング」の中から4単位。

なお、14単位を超えて修得した単位も専門科目の単位に算入する。

(注2) 英語、中国語、韓国語の中から、同一外国語の4科目8単位を必ず修得すること。

(注3) 他学科科目、他大学単位互換科目を含む。

(注4) 各科目区分の必要最低単位とこれを超えて修得した単位の合計が124単位以上となることを卒業要件とする。

(1-2) 経済学部経済経営学科1<2020年度(令和2年度)以降入学者用>【留学生用】

科目区分		選択・必修の別	必要最低単位	
基本 教育 科目	基礎 科目 (表現力養成科目除く)	必修科目	8単位	16単位
		選択科目	8単位	
	(注2) 表現力養成科目	必修科目 (日本語)	20単位	26単位
		選択科目 (母語以外)		
教養科目		選択科目		
専門教育科目		必修科目	20単位	
		選択必修科目	(注1) 14単位	
		選択必修科目 ・選択科目	34単位	
(注3) 各科目区分の必要最低単位を超えて修得した単位		選択必修科目 ・選択科目		14単位
卒業に最低限必要な単位数の合計			(注4)	124単位

(注1) 選択必修科目の「基礎経営学」、「基礎会計学」、「会計学」、「計量経済分析基礎」、「地域振興論」、「経済史Ⅰ」の中から1科目2単位以上を必ず修得すること。

また、選択必修科目の「ミクロ経済学Ⅰ」と「ミクロ経済学Ⅱ」または「マクロ経済学Ⅰ」と「マクロ経済学Ⅱ」の組み合わせで2科目4単位以上を必ず修得すること。

さらに、次の2通りのどちらかの8単位を修得すること。

1. 「財政学」、「金融論」、「統計データ分析演習」、「環境経済学」、「労働経済学」、「企業経済学」、「産業組織論」、「資源経済論」の中から4単位。「経済学史」、「計量経済学Ⅰ」、「計量経済学Ⅱ」、「公共経済学」、「国際貿易論」、「ゲーム理論」、「経済成長論」、「国際金融論」、「日本経済論」の中から4単位、又は「地域経済学」、「開発経済学」、「農業経済学」、「地方財政論」、「地方行政論」、「社会保障論」、「アジア経済論」、「地域産業論」の中から4単位。
2. 「起業論」、「国際経営論」、「貿易実務」、「経営品質」、「人的資源管理論」、「知的財産論」、「ビジネス法務Ⅰ」、「ビジネス法務Ⅱ」、「情報処理演習Ⅱ」の中から4単位。「経営戦略論」、「経営組織論」、「組織行動論」、「商品開発論」、「管理会計論」、「企業経済学」、「環境経済学」、「ゲーム理論」、「オペレーションズ・リサーチ」の中から4単位、又は「財務諸表論」、「原価計算論Ⅰ」、「原価計算論Ⅱ」、「管理会計論」、「金融論」、「会計監査論」、「税務会計論」、「ファイナンス・プランニング」の中から4単位。

なお、14単位を超えて修得した単位も専門科目の単位数に算入する。

(注2) 表現力養成科目の「日本語ⅠA」、「日本語ⅠB」、「日本語ⅠC」、「日本語ⅡA」、「日本語ⅡB」の5科目20単位を必ず修得すること。母語以外の表現力養成科目は選択科目として履修することができる。

(注3) 他学科科目、他大学単位互換科目を含む。

(注4) 各科目区分の必要最低単位とこれを超えて修得した単位の合計が124単位以上となることを卒業要件とする。

(1-3) 経済学部経済経営学科1<2020年度(令和2年度)以降入学者用>【社会人学生用】

科目区分		選択・必修の別	必要最低単位	
基本 教育 科目	基礎 科目	基礎科目 (表現力養成科目除く)	選択科目	0単位 (必要に応じて修得)
		表現力養成科目	選択科目	8単位 (注2 同一外国語から)
	教養科目	選択科目	26単位	
専門教育科目		必修科目	20単位	62単位
		選択必修科目	(注1) 12単位	
		選択必修科目 ・選択科目	30単位	
(注3) 各科目区分の必要最低単位を超えて修得した単位		選択必修科目 ・選択科目	36単位	
卒業に最低限必要な単位数の合計			(注4)	124単位

(注1) 選択必修科目の「ミクロ経済学Ⅰ」と「ミクロ経済学Ⅱ」または「マクロ経済学Ⅰ」と「マクロ経済学Ⅱ」の組み合わせで2科目4単位以上を必ず修得すること。

また、次の2通りのどちらかの8単位を修得すること。

1. 「財政学」、「金融論」、「統計データ分析演習」、「環境経済学」、「労働経済学」、「企業経済学」、「産業組織論」、「資源経済論」の中から4単位。「経済学史」、「計量経済学Ⅰ」、「計量経済学Ⅱ」、「公共経済学」、「国際貿易論」、「ゲーム理論」、「経済成長論」、「国際金融論」、「日本経済論」の中から4単位、又は「地域経済学」、「開発経済学」、「農業経済学」、「地方財政論」、「地方行政論」、「社会保障論」、「アジア経済論」、「地域産業論」の中から4単位。
2. 「起業論」、「国際経営論」、「貿易実務」、「経営品質」、「人的資源管理論」、「知的財産論」、「ビジネス法務Ⅰ」、「ビジネス法務Ⅱ」、「情報処理演習Ⅱ」の中から4単位。「経営戦略論」、「経営組織論」、「組織行動論」、「商品開発論」、「管理会計論」、「企業経済学」、「環境経済学」、「ゲーム理論」、「オペレーションズ・リサーチ」の中から4単位、又は「財務諸表論」、「原価計算論Ⅰ」、「原価計算論Ⅱ」、「管理会計論」、「金融論」、「会計監査論」、「税務会計論」、「ファイナンス・プランニング」の中から4単位。

なお、12単位を超えて修得した単位も専門科目の単位に算入する。

(注2) 英語、中国語、韓国語の中から、同一外国語の4科目8単位を必ず修得すること。

(注3) 他学科科目、他大学単位互換科目を含む。

(注4) 各科目区分の必要最低単位とこれを超えて修得した単位の合計が124単位以上となることを卒業要件とする。

別 表（三）（第 41 条関係） **学 納 金 及 び 入 学 検 定 料**

(1) 経済学部

学 納 金 等 の 種 類	金 額	備 考
授 業 料	660,000円	年額
施 設 設 備 資 金	170,000円	同上
教 育 充 実 費	170,000円	同上
入 学 金	210,000円	

備考：本表は、平成31年度以降入学者に適用する。

なお、在学年数が4年を超えた者は、施設設備資金及び教育充実費を免除する。ただし、2年次編入者は在学年数が3年を超えた場合、又3年次編入者は在学年数が2年を超えた場合、施設設備資金及び教育充実費を免除する。

入 学 検 定 料	金 額	備 考
推薦入試、一般入試、AO入試	30,000円	
一般入試2学科併願	40,000円	
センター利用試験	10,000円	
社会人入試、帰国生入試	30,000円	

備考：本表は、平成18年度入学試験以降の受験者に適用する。

(2) 長期履修学生

学 納 金 等 の 種 類	金 額	備 考
授 業 料	22,000円×履修登録単位数	年額
施 設 設 備 資 金	170,000円	同上
教 育 充 実 費	170,000円	同上
入 学 金	210,000円	

備考：本表は、平成31年度以降入学者に適用する。

施設設備資金及び教育充実費は、予定在学年数により均等割りした額とする。なお、予定在学年数を超えた者は、施設設備資金及び教育充実費を免除する。

学則の変更事項を記載した書類

既設の経済学部経済経営学科の中に通信教育課程を新設するため、学則を変更する。

変更する条項と変更事由は、以下のとおりである。

- 1 第5条の3の新設
(事由) 通信教育を開設するにあたり、本学に通信教育部を組織するため。

- 2 附則
(事由) 施行日を明確にするため。

学則新旧対照表

新	旧
<p><u>(通信教育部)</u> <u>第5条の3 本学に通信教育部を置く。</u> <u>2 通信教育部に関する事項は、新潟産業大学通信教育部規程で定める。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この学則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p><新設></p>

新潟産業大学経済学部教授会規程

制定 平成6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟産業大学学則の規定にもとづき、新潟産業大学経済学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について定めるものである。

(教授会の構成)

第2条 教授会は、経済学部にも所属する専任の教授、准教授、講師及び助教により構成する。

2 学長は必要に応じて、教授会に出席する。

3 経済学部長（以下「学部長」という。）が必要と認めた場合は、他の教職員を出席させ、説明、報告又は意見を求めることができる。

(教授会の招集)

第3条 学部長は教授会を招集し、その議長となる。

2 学部長に支障あるときは、あらかじめ学部長が指名した教授が、教授会を招集し、その議長となる。

(審議事項)

第4条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、審議し意見を述べるものとする。

1. 教育課程及び授業に関する事項
 2. 入学試験に関する事項
 3. 学生の入学、復学及び除籍に関する事項
 4. 学生の再入学、転入学、編入学及び転学科に関する事項
 5. 科目等履修生及び研究生に関する事項
 6. 学生の試験、進級、卒業及び学位授与に関する事項
 7. 学生の指導、厚生指導及び賞罰に関する事項
 8. 公開講座に関する事項
 9. 学則の改正及び諸規程の改廃、制定に関する事項
 10. 学部長候補者の推薦に関する事項
 11. 学部教員の採用、休職、復職、退職、停職、解雇及び懲戒等に関する事項
- 2 教授会は、学長が決定を行うにあたり、学長及び学部長の求めにより、次に掲げる事項について、審議し意見を述べることができる。

1. 学生の留学、休学、退学、転学に関する事項
2. 学長及び学部長が教育研究に関して諮問した事項
3. 学長が指名又は任命する人事に関する事項

(教授会の成立要件)

第5条 教授会は、構成員（休職者及び欠勤又は出張が1カ月以上に及ぶ者を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。

(教授会の議決要件)

第6条 教授会の議事は、別に定めある場合を除き、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(定例及び臨時教授会)

第7条 教授会は、毎月1回開くものとする。ただし、休暇中は、この限りでない。

- 2 学部長が必要と認めた場合は、臨時に教授会を開くことができる。
- 3 学部長は、構成員（休職者及び欠勤又は出張が1カ月以上に及ぶ者を除く。）の3分の1以上から、付議すべき事項を示して招集の要請があった場合は、速やかに、教授会を開かなければならない。

(教授会の事務)

第8条 教授会に関する事務は、大学事務局がこれを行う。

(議事録の保管)

第9条 教授会の議事録は総務課がこれを保管する。

(細則の制定)

第10条 教授会の運営に関し、必要あるときは、別に細則を定めることができる。

(規程の改定)

第11条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。